

## 八戸工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則

制 定 平成14年2月19日  
最終改正 平成21年9月28日

(趣旨)

第1条 八戸工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第44条第2項及び第50条の規定に基づき、八戸工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績評価並びに修了の認定等に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(1単位の授業時間)

第2条 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれかにより、また、これらの併用により行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45単位時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数の計算をするものとする。

一 講義については、15単位時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。

三 実験及び実習については、45単位時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科の開設する授業科目のうち、選択科目の履修にあたっては、年度当初に「選択科目受講届」を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験の種類は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価しうる授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

3 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった場合に別記様式第1号による「追試験願」を専攻主任を経て校長に提出して、その許可を受けたうえで受験することができる。

4 定期試験中に不正行為を行った者の当該期間中に行われた全科目の試験の成績は、零点とする。

(学業成績の評価)

第5条 履修科目の学業成績の評価は、試験の成績及び平素の学習状況を総合して100点法で行う。

2 学業成績を評語で表す必要がある場合は、次の基準による。

評 価	評 語	
100点～80点	A	優
79点～70点	B	良
69点～60点	C	可
59点以下	D	不可

第6条 追試験による成績は、減点しない。

(単位修得の認定)

第7条 履修科目の単位の認定は、出席時数が当該科目の総授業時数の3分の2以上で、学業成績の評価が60点以上の場合、単位を修得したものとして認定する。

(学業成績の記録及び通知並びに証明)

第8条 学生指導要録に記載する学年成績は評価で記録し、必要がある場合は評語で記録することができる。

- 2 学生に対する成績通知は評価で行う。
- 3 校外に対して発行する証明書は、必要がある場合は評語で証明することができる。

(修了の要件)

第9条 専攻科の修了は、学則第48条に規定するもののほか、次表に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 次表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない。

(平成22年度以降入学生)

専攻	科目 一般科目	専 門 科 目		合 計
		専攻共通科目	専攻専門科目	
機械・電気システム工学	11単位以上	15単位以上	30単位以上	62単位以上
物質工学	11単位以上	15単位以上	30単位以上	62単位以上
建設環境工学	11単位以上	15単位以上	30単位以上	62単位以上

(平成19・20・21年度入学生)

専攻	科目 一般科目	専 門 科 目		合 計
		専攻共通科目	専攻専門科目	
機械・電気システム工学	8単位以上	16単位以上	30単位以上	62単位以上
物質工学	8単位以上	16単位以上	30単位以上	62単位以上
建設環境工学	8単位以上	16単位以上	30単位以上	62単位以上

- 二 別に定める「産業システム工学プログラム」の修了要件のうち、前号に係る事項を除く全ての要件を満たすこと。

(他の教育機関等で履修した科目の単位認定)

第10条 大学及び他の高等専門学校専攻科等における学修の申請及び認定は、八戸工業高等専門学校における他大学等において修得した授業科目の単位認定に関する規則の定めるところによる。

(他専攻開設科目の履修)

第11条 本校の他の専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、あらかじめ担当教員の許可を得た上で、別記様式第3号による「他専攻選択科目受講届」を専攻科長を経て校長に提出しなければならない。

(課程修了等の認定)

第12条 専攻科の課程修了の認定は、学則及びこの規則に基づき、専攻科課程修了判定会議を経て校長が認定する。

(再履修)

第13条 前条で単位修得を認定されなかった授業科目は、再履修することができる。

- 2 再履修を希望する場合は、別記様式第4号による「再履修願」を専攻主任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。また、選択科目等の再履修を希望する場合は、第3条及び第12条に規定する手続きを行うものとする。
- 3 前項の手続きは、再履修しようとする年度の前年度末日までに行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。